

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和5年度 港湾・空港整備等に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務 R5.4.1 ～ R6.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	一般競争入札 (総合評価)	56,551,000	56,320,000	99.59%	
令和5年度 港湾及び空港における工事安全推進業務 R5.4.3 ～ R6.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(特非)みなとサポート 神奈川県横浜市中区海岸通3-12-1	9020005005091	一般競争入札 (総合評価)	4,900,252	4,895,000	99.89%	
令和5年度 関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務 R5.4.3 ～ R6.3.22 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	9,801,000	9,020,000	92.03%	
令和5年度 水中部施工状況確認業務 R5.4.3 ～ R6.3.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(一社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10	2010405001061	一般競争入札 (総合評価)	18,095,000	18,040,000	99.69%	
令和5年度 船舶機械技術資料作成業務 R5.4.3 ～ R6.3.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	22,506,000	20,790,000	92.37%	
令和5年度 建設資材等価格調査 R5.4.11 ～ R6.3.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.11	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	31,658,000	30,800,000	97.28%	
令和5年度 船舶機械施工確認業務 R5.4.11 ～ R6.3.22 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.11	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	12,969,000	12,100,000	93.29%	
令和5年度 東京湾浅場造成工事 千葉県富津市富津沖、千葉県富津市新富地先 R5.4.25 ～ R6.11.8 港湾等しゅんせつ工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.25	東亜・みらい特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株) 千葉支店 千葉市中央区中央港1-12-3	-	一般競争入札 (総合評価)	1,695,804,000	1,677,500,000	98.92%	
令和5年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)他地盤改良工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 R5.5.8 ～ R6.1.19 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.5.8	若築・あおみ特定建設工事共同企業体 代表者 若築建設(株) 横浜支店 神奈川県横浜市中区尾上町1-6	-	一般競争入札 (総合評価)	2,025,518,000	1,859,550,000	91.80%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和5年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)東側基礎等工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 R5.6.29 ～ R6.3.15 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.6.29	五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	1010001000006	一般競争入札 (総合評価)	1,358,192,000	1,249,600,000	92.00%	
令和5年度 鹿島港外港地区航路・泊地(-12m)浚渫工事 鹿島港外港地区内 R5.7.12 ～ R6.3.15 港湾等しゅんせつ工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.7.12	東亜・本間特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株) 東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	-	一般競争入札 (総合評価)	1,727,671,000	1,588,950,000	91.97%	
令和5年8月 該当なし									
令和5年度 東京港臨港道路(南北線)付帯施設製作・設置等工事 東京都江東区有明地先 R5.9.20 ～ R6.10.25 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.9.20	東亜建設工業(株) 東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	3011101055078	一般競争入札 (総合評価)	615,417,000	614,900,000	99.91%	
令和5年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線水江町アプローチ部橋梁下部工事 川崎市川崎区水江町 R5.10.13 ～ R8.5.29 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.10.13	三井住友・みらい特定建設工事共同企業体 代表者 三井住友建設(株) 東京土木支店 東京都中央区佃2-1-6	-	一般競争入札 (総合評価)	4,852,375,000	4,469,850,000	92.11%	
令和5年度 横浜港新本牧地区岸壁(-18m)(耐震)築造工事(その2) 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先、千葉県富津市新富地先、神奈川県川崎市沖 R5.10.16 ～ R6.10.18 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.10.16	東亜・あおみ・大本特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株) 横浜支店 神奈川県横浜市中区太田町1-15	-	一般競争入札 (総合評価)	2,611,664,000	2,399,100,000	91.86%	
令和5年度 東京国際空港西側貨物地区エプロン地盤改良等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R5.10.31 ～ R6.9.30 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.10.31	東洋・りんかい日産・本間特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設(株) 関東支店 東京都千代田区神田神保町1-105	-	一般競争入札 (総合評価)	2,481,545,000	2,285,250,000	92.08%	
令和5年11月 該当なし									
令和5年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部上部工事 川崎市川崎区京浜運河(水江町側) R5.12.13 ～ R9.7.30 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.12.13	MMB・宮地・川田特定建設工事共同企業体 代表者 エム・エムブリッジ(株) 東日本支店 東京都中央区日本橋富沢町9-19	-	一般競争入札 (総合評価)	9,676,513,000	9,394,000,000	97.08%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和5年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)南側築造工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 R6.1.10 ～ R6.12.13 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.1.10	あおみ建設(株) 横浜支店 神奈川県横浜市中区尾上町6-87-3	6010401076946	一般競争入札 (総合評価)	857,417,000	789,800,000	92.11%	
令和5年度 鹿島港外港地区南防波堤築造工事 茨城県 鹿島港内 R6.1.23 ～ R7.2.21 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.1.23	五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	1010001000006	一般競争入札 (総合評価)	643,533,000	588,500,000	91.44%	
令和5年度 東京国際空港P誘導路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R6.2.1 ～ R7.1.17 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.2.1	五洋・みらい特定建設工事共同企業体 代表者:五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	-	一般競争入札 (総合評価)	3,391,223,000	3,122,900,000	92.08%	
令和5年度 東京国際空港A滑走路北側取付誘導路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R6.2.1 ～ R7.1.17 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.2.1	東亜・鹿島・大本特定建設工事共同企業体 代表者:東亜建設工業(株) 東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	-	一般競争入札 (総合評価)	2,751,463,000	2,531,397,000	92.00%	
令和5年度 茨城港常陸那珂港区外港地区東防波堤築造工事 茨城港常陸那珂港区内 R6.2.6 ～ R7.2.28 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.2.6	五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	1010001000006	一般競争入札 (総合評価)	836,352,000	766,700,000	91.67%	
令和5年度 東京国際空港東側ターミナル地区エプロン他舗装等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R6.2.16 ～ R7.3.21 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.2.16	(株)NIPPO 関東第一支店 東京都新宿区西新宿3-7-1	9010001034987	一般競争入札 (総合評価)	745,679,000	687,500,000	92.19%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和5年度 東京国際空港D滑走路維持管理等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港 R5.4.1 ～ R6.3.31 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.1	鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄エン ジ・JFEエンジ・大成・東亜・東洋・西松・前 田・MMB・みらい・若築異工種建設工事共 同企業体 代表者 鹿島建設(株)東京土木支店 東京都港区元赤坂1-3-8	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり	908,952,000	908,600,000	99.96%		
令和5年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送 効率化にかかるシステム改修・運用業務 R5.4.3 ～ R6.3.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	令和5年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率 化にかかるシステム改修・運用業務中央復建・三井 E&S設計共同体 代表者 中央復建コンサルタンツ(株) 東 京本社 東京都千代田区麹町2-10-13	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (公募型プロポーザル)	142,197,000	142,010,000	99.86%		
令和5年度 東京国際空港空港アクセス鉄道事業に 係る監理補佐試行業務 R5.4.3 ～ R6.3.22 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり (公募型プロポーザル)	86,064,000	85,800,000	99.69%		
令和5年度 東京湾水環境再生計画作成基礎検討等 業務 R5.5.12 ～ R6.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.5.12	令和5年度 東京湾水環境再生計画作成 基礎検討等業務みなと総研・日本港湾コン サルタント設計共同体 代表者 (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり (簡易公募型プロポーザル)	45,419,000	44,088,000	97.06%		
令和5年度 京浜港における海上コンテナ輸送の円 滑化に係る検討業務 R5.5.22 ～ R5.11.30 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.5.22	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり (簡易公募型プロポーザル)	21,076,000	20,955,000	99.42%		
令和5年度 大規模地震発生時における港湾施設を 活用した被災者支援等のあり方検討業務 R5.6.6 ～ R6.2.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.6.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり (簡易公募型プロポーザル)	19,173,000	19,162,000	99.94%		
令和5年度 港湾工事における低炭素型材料の活用 方策検討業務 R5.7.25 ～ R6.2.16 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.7.25	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-7のとおり (簡易公募型プロポーザル)	27,936,700	23,925,000	85.64%		
令和5年度 首都圏における新エネルギー受入に向け た港湾整備方策検討調査業務 R5.8.25 ～ R6.2.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.8.25	パシフィックコンサルタンツ(株) 首都圏本社 東京都千代田区神田錦町3-22テラ スクエア17F	8013401001509	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-8のとおり (簡易公募型プロポーザル)	28,754,000	27,973,000	97.28%		
令和5年度 東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改 築部他躯体築造工事に係る技術協力業務 R5.8.29 ～ R6.3.8 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.8.29	大成・五洋・京急特定建設工事共同企 業体 代表者 大成建設(株) 東京支店 東京都新宿区西新宿6-8-1	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-9のとおり (公募型プロポーザル)	10,857,000	10,450,000	96.25%		
令和5年度 関東管内の港湾における事業継続計画 検討業務 R5.9.5 ～ R6.2.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.9.5	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5住友生命山 王ビル	7010405000967	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-10のとおり (簡易公募型プロポーザル)	20,647,000	20,570,000	99.62%		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

令和 5 年度

東京空港

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和 5 年度 東京国際空港D滑走路維持管理等工事

本工事は、下記の理由により、鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄エンジ・J F E エンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・MMB・みらい・若築異工種建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という）と随意契約する。

記

東京国際空港D滑走路建設外工事（以下、「D滑走路工事」という）の工事目的物は、設計供用期間を100年とし、空港島本体に鋼材を本格導入した我が国初となる埋立・栈橋のハイブリッド構造である。このため、施工はもちろんのこと維持管理の確実な実行が必要とされ、D滑走路工事の入札においては総合評価落札方式を採用し、設計施工費用に維持管理費を加えた額を入札条件に落札者を決定するとともに、工事完成後の維持管理を確実に担保させるため、工事請負契約書に設けた特則条項において「技術的競争性がない等の発注者の判断および国会の議決にもとづいてなされる発注者の請求を停止条件」とする旨を規定しており、維持管理を重要視したものである。

よって、今回、維持管理等工事に係る契約を締結するに当たり、現時点での「技術的競争性がない」ことを以下のとおり検証した結果、現段階においても、D滑走路工事の受注者であった鹿島建設株式会社他14社で構成される共同企業体（以下「鹿島JV」という。）のみが本件維持管理等工事を的確かつ円滑に実施できる唯一の者であると認められることから、「技術的競争性はない」と判断できる。

- 必要となる維持管理は、滑走路等における定期的な点検（目視観測、路面測定等）はもとより、沈下管理やひずみ計、傾斜計等による動態観測、鋼材の肉厚測定、電気防食の電位測定、栈橋内部の湿度管理等に対しても常時確認することを要するが、これには設計・施工時の経験を踏まえた高い技術力が必要となること。
- 特に、埋立・栈橋接続部の維持管理は、埋立側背面の沈下が滑走路等の段差、不陸、目開き等の路面変状に直結し、航空機の運用に重大な影響を及ぼすため、これら変状の点検・計測とともに、設計・施工時に設定した判断基準（予測経年変形量等）との照合を含めた総合的な予見能力が求められる。なお、点検・計測の結果を踏まえた判断基準との照合は、構造形式や部材特性等も踏まえ、鹿島JVが構築した総合的維持管理システムを用いることで確実な実行が見込まれる。
- 鋼部材の防食機能保持のためのチタン製カバープレート、接続部や連絡誘導路の伸縮装置、海生物付着による劣化の軽減を考慮したステンレスライニング等、最先端の特殊部材を多数採用したが、これらの維持・補修や交換にあたっては、設計・施工段階の経験に基づく専門知識や技術が不可欠となる。
- より実態に則した維持管理とするためには、必要に応じて維持管理計画を見直す必要があるが、この場合も設計・施工段階の知見が重要な要素となる。

また、D滑走路工事では、契約締結前から学識経験者による第三者委員会（技術検討委員会、コスト縮減委員会）を組織しているが、いずれの委員会からも「現段階における維持管理を第三者が実施することは、瑕疵担保や技術的な問題を含めて、相当なリスクを背負うことになる。」、「当初段階から本体工事の施工者以外の者を想定した一般競争による契約方式では、発注者側に求められる責任やリスクが格段に大きくなる。」といった意見提示がなされ、「維持管理契約については、共同企業体と契約することが適切である。」との結論を得ているところである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、鹿島JVと随意契約を行うものである。

令和 5 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務

本業務は、下記の理由により、中央復建・三井E&Sマシナリー設計共同体と随意契約する。

記

本業務は、関東地方整備局が構築した CONPAS の高度化に向けた CONPAS 改修、CONPAS 運用を行うものである。

CONPAS は、国際コンテナ戦略港湾の競争力強化を図るため、Cyber Port 及び出入管理情報システムと連携し、遠隔・非接触の情報入力・確認により効率的なコンテナ搬出入の実現に向け、セキュリティを確保した非接触型のデジタル物流システムの構築のためのツールである。各ターミナルにおいて効率的なデジタル物流システムを実現するためには、ターミナル毎の特性や運用方法の現状を十分に把握・理解した上で、CONPAS 導入による効果を見据えて段階的に試験運用を行い、試験運用で確認した課題をもとに CONPAS システムを改修し高度化を進める必要があり、これら業務一連のプロセスを実施するためには、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知識が必要である。

よって、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知見を有する者から、「横浜港（本牧 BC・本牧 D1 各々）におけるターミナル特有の混雑事情を踏まえた効果検証に関する着目点」について、公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、中央復建・三井E&Sマシナリー設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、中央復建・三井E&Sマシナリー設計共同体と随意契約するものである。

以上

令和5年度

関東地方整備局

随意契約理由書

(件名) 東京国際空港空港アクセス鉄道事業に係る監理補佐試行業務

記

本業務は東京国際空港空港アクセス鉄道事業を事業計画に基づき円滑に進めるため、当局が行う工事及び設計等業務における監理業務（事業監理、発注監理、設計監理及び工事監理）の一部を補佐する業務を試行し、試行結果を基に改善方策の検討を行う業務である。

一般財団法人 港湾空港総合技術センターは、本業務実施に係る公募型プロポーザルにより提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定監理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行ったものである。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人 港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

令和5年度随意契約理由書件名：東京湾水環境再生計画作成基礎検討等業務

本件は、下記の理由により令和5年度東京湾水環境再生計画作成基礎検討等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約する。

本業務は、東京湾再生推進会議の「東京湾再生のための行動計画（第Ⅲ期）」を上位計画とした「東京湾水環境再生計画」（平成27年4月改訂：国土交通省関東地方整備局）の改訂に向け必要な各図表やデータの精査及び更新を行うとともに、その効果を評価するための指標等の整理、及び「水環境連携・協働プラン」に係る整理を行うものである。また、東京湾水環境再生計画に関する状況を把握し、「生物生息環境改善プラン」の取組で実施している具体的な施策について検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、CO2を吸収するブルーカーボン生態系として注目されているアマモ場再生のため、東京湾の水環境再生のために策定された「東京湾水環境再生計画」に基づいた取組みや、2050年カーボンニュートラルという新たな目標の達成に向けた関東地方整備局の様々な取組を推進していることの理解に加え、アマモを含むブルーカーボン生態系の拡大に向けたアマモ場等再生を実現するための新たな課題に対応する必要がある。

これまでのアマモ場再生の技術だけでなく近年の自然環境等の変化に伴う新たな対応が必要となっており、既存の資料のみを拠り所とせず、専門的且つ新たな視点、多方面の情報・視点及びこれまでの経験が必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・東京湾UMIプロジェクト拡大の更なる展開に向けたアマモ場再生を実施する上での着眼点

その結果、優れた技術提案を行った令和5年度東京湾水環境再生計画作成基礎検討等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、令和5年度東京湾水環境再生計画作成基礎検討等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、令和5年度東京湾水環境再生計画作成基礎検討等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約するものである。

令和5年度

随意契約理由書

件名：京浜港における海上コンテナ輸送の円滑化に係る検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、既存ストックを最大限に活用しつつ、国際コンテナ戦略港湾である京浜港への集貨を促進するため、複数のターミナルの一体利用に向けた実証事業を実施するにあたり必要な国際基幹航路と海上コンテナ内航フィーダー輸送・外航フィーダー輸送・はしけ輸送との円滑な積み替えに係る検討、及び海上コンテナ鉄道輸送の拡大に係る検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、施設の規模や岸壁の利用形態など様々な港湾に関する知見を有するとともに、供用中の複数のコンテナターミナル間での国際基幹航路と海上コンテナ内航フィーダー輸送・外航フィーダー輸送・はしけ輸送との円滑な積み替え、複数のターミナルオペレーター間での貨物情報やコンテナダメージチェックの連携に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

これらから、本業務の実施にあたり、「横浜港本牧ふ頭における複数ターミナルの一体利用を見据えた海上コンテナ内航フィーダー輸送・外航フィーダー輸送・はしけ輸送の課題整理にあたっての着眼点」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

令和 5 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：大規模地震発生時における港湾施設を活用した被災者支援等のあり方検討業務

本業務は、下記の理由により、公益社団法人 日本港湾協会と随意契約する。

記

本業務は、大規模地震などの大規模災害発生時における港湾施設の利用方法のあり方について検討を行うものである。

また大規模災害発生時において、港湾施設の利用によるスムーズな復旧・復興支援に向けた情報発信及び関係機関との連携のあり方について検討を行うものである。

本業務の遂行にあたって、発災直後の混乱が想定されるなかでスムーズに被災者の支援等を行うためには、マニュアルや計画に依らず、過去の事例なども参照しながら、あるべき支援の姿についての検討が求められる。

そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「大規模地震発生時における港湾施設を活用した被災者支援等のあり方を検討する上での着眼点について」

その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人 日本港湾協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人 日本港湾協会と随意契約するものである。

以上

令和5年度

随意契約理由書

件名：港湾工事における低炭素型材料の活用方策検討業務

本件は、下記の理由により 一般財団法人 沿岸技術研究センターと随意契約いたしたい。

記

本業務は、当局の港湾工事における低炭素化の実装を目指し、低炭素型材料の調達可能性に関する資料収集・整理・分析、低炭素型材料の市場調査方法に関する検討、低炭素型材料を活用する場合の総合的な評価方法に関する検討、低炭素型材料活用の効率的な検討に資する設計手法等に関する検討・整理、検討会の運営支援、マニュアル更新（案）作成を行うものである。

低炭素型材料を港湾構造物へ適用するにあたっては、一般材料と異なる物性値（単位体積重量、強度など）を持つ低炭素型材料の特徴に十分配慮する必要がある。

また、低炭素型材料の活用促進のためには、工事発注段階等において、設計時に想定した物性値が変化した場合に、構造物の安定性や施工期間、施工計画に与える影響を速やかに把握し、その適用可否を判断できるようにすることが重要である。

そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「低炭素型材料の活用促進に資する設計手法等に関する検討を行ううえでの着眼点」

その結果、一般財団法人 沿岸技術研究センターが本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人 沿岸技術研究センターと随意契約するものである。

以上

令和 5 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：首都圏における新エネルギー受入に向けた港湾整備方策検討調査業務

本業務は、下記の理由により、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約する。

記

本業務は、港湾及び臨海部に発電所や産業が集積する首都圏において、水素やアンモニア等の新エネルギーの導入が進むことが想定されることから、首都圏における液化水素等輸入のサプライチェーンの拠点となるCNPの形成推進に向け、液化水素受入の港湾整備に関する実現可能性を検討するものである。

本業務の遂行にあたって、液化水素の受入れを目的とした港湾整備の実現可能性の検討のため整備効果の検討を行うが、効果の算定のための水素の将来需要量については事業者の将来計画や供給コストなど不確定な要素が多く技術的に高度である。

そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「首都圏における水素の将来需要量を推計するうえでの着目点」

その結果、優れた技術提案を行ったパシフィックコンサルタンツ株式会社が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約するものである。

以上

令和5年度

東京空港

随意契約理由書

件名：令和5年度 東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部他躯体築造工事に係る技術協力業務

本件は、下記理由により、大成・五洋・京急特定建設工事共同企業体と随意契約したい。

記

「東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部他躯体築造工事」は、第4バスプールにおいて開削工法により既存駅舎の一部を撤去しつつ新たな駅舎躯体を築造するとともに、非開削工法により鉄道トンネル躯体の一部を築造するものである。

本工事は、京急駅舎やモノレール駅舎、共同溝、P3駐車場、スカイアーチ橋梁基礎といった既設構造物との近接施工となるため、工事によるこれら近接構造物への影響を最小化する必要がある。

また、本工事は、通路や階段の機能を確保しながら、既存の駅舎や階段の躯体を撤去するとともに、これらの周囲を掘削し、新たな駅舎や階段の躯体を築造する必要があり、複雑な施工となる。このため、施工方法等によって施工期間やコストが大きく変動する可能性がある。

さらに、施工箇所は軟弱かつ複雑な地盤であるため、地盤改良の確実な施工をはじめ、様々な施工リスクへの対応も必要である。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めた。

選定にあたっては、「①近接構造物への影響の最小化に有効な施工方法の提案」、「②施工期間の短縮に有効な施工方法・手順・体制の提案」、「③施工リスクを踏まえた工事の全体コスト縮減に有効な施工方法・手順・体制の提案」及び「技術協力業務に関する実施方針」について、技術提案書を審査した結果、事業目的達成のために総合的に評価の高い技術提案を行った大成・五洋・京急特定建設工事共同企業体を優先交渉権者として選定したものである。

本業務は、優先交渉権者の技術提案を詳細設計に反映させるための技術協力業務であり、大成・五洋・京急特定建設工事共同企業体が業務の履行が可能な唯一の者である。よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき大成・五洋・京急特定建設工事共同企業体と随意契約を行うものである。

令和 5 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和5年度 関東管内の港湾における事業継続計画検討業務

本業務は、下記の理由により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約する。

記

本業務は、東京湾 BCP 協議会において策定した東京湾 BCP の実行性を高めるため、具体的な行動や役割分担を新たに検討し、行動手順書を作成するものである。

東京湾 BCP 協議会構成員において当局が実施する訓練計画の作成、訓練の補助及び訓練結果を踏まえた課題の整理を行う。また、東京湾 BCP 協議会の運営補助を行う。

本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅広い知見を有するとともに、東京湾及び東京湾沿岸部に影響を及ぼす首都直下地震等大規模地震発生後の東京湾内の航行支援に関して総合的な知見を有していることが必要となる。

よって、港湾の事業継続計画に関する専門的な知見を有する者から、「首都直下地震及び南海トラフ巨大地震発生後、東京湾内の開発保全航路等において航行ルートの啓開順位の設定手法を検討するための留意点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。

令和5年度

東京空港

随意契約理由書

件名：令和5年度 東京国際空港空港アクセス鉄道開削部(P3 駐車場前)躯体築造工事

本件は、下記理由により、清水建設株式会社と随意契約したい。

記

東京国際空港空港アクセス鉄道開削部（P3 駐車場前）躯体築造工事は、P3 駐車場前面部において、開削工法により、「羽田空港アクセス線」の駅ホーム部の躯体を築造するものである。

本工事は、我が国で最も利用者が多い東京国際空港において、一般車両や路線バス、タクシー等が多く通行する空港内の道路を搬出入路として使用し、道路直下に躯体を築造するものであるため、工事による空港利用者への影響を最小限にすることが前提となる。特に、施工箇所となる道路は空港内移動や駐車場の出入りに利用されており、道路の通行や駐車場への出入口を確保することが求められている。

また、土留工は P3 駐車場、国道 357 号等に囲まれた狭隘な区域での施工となることに加え、開削施工時には高低差による偏土圧の影響等が想定されるため、P3 駐車場をはじめとする近接構造物に影響を与えないよう、安全・確実に施工する必要がある。

その他、施工箇所は東京湾の浚渫土や建設残土により造成された超軟弱地盤を地盤改良した複雑な地盤であるため、地盤改良の確実な施工をはじめ、様々な施工リスクへの対応も必要である。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めた。

選定にあたっては、「①空港内の道路交通への影響の最小化に有効な施工方法の提案」、「②狭隘な施工エリアにおける安全・確実な土留め施工方法の提案」、「③想定される施工リスクの抽出と対応方法の提案（土留め施工に関する事項を除く）」「④施工期間の短縮及びコスト縮減に有効な工法等の提案」及び「技術協力業務に関する実施方針」について、技術提案書を審査した結果、事業目的達成のために総合的に評価の高い技術提案を行った清水建設株式会社を優先交渉権者として選定し、当該技術を反映した技術協力業務を実施した。

本工事は、この技術協力業務に基づく工事を行うものであり、清水建設株式会社が工事の実施が可能な唯一の者である。よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき清水建設株式会社と随意契約を行うものである。

令和5年度

随意契約理由書

件名：京浜港におけるコンテナターミナル効率化方策検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、コンテナターミナルを更に効率的に運用するのにあたって、ターミナルの運用形態や周辺の利用実態等を踏まえ、AI や IoT、自動化等の高度技術をコンテナターミナルへ導入する際の運用面の課題に対して最適な運用方法を検討するとともに、高度技術の導入に向けた方策検討及び導入効果の分析等を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、近年急速に進展しているコンテナターミナルの高効率化の最新動向を十分に把握するとともに、コンテナターミナルの特性や運用実態等、コンテナ物流に関する総合的かつ専門的な知見を有していることが必要である。

これらから、本業務の実施にあたり、「高度技術を導入した場合のコンテナターミナルを運用する際の課題抽出における着眼点」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

令和5年度随意契約理由書件名：東京湾における底質改善方策検討業務

本件は、下記の理由により一般社団法人 水底質浄化技術協会と随意契約する。

本業務は、「東京湾水環境再生計画」（平成27年4月改訂：国土交通省関東地方整備局）で示した5つの具体的施策のうち、水質改善プランの施策を展開していく上で必要な貧酸素水塊や青潮等の原因となる底質に関わる事項について、次期東京湾水環境再生計画での改訂を視野に入れ、最新の技術や知見等を踏まえた東京湾における底質の改善方策について検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、東京湾における貧酸素水塊や青潮の発生を抑制するため、東京湾の水環境再生のために策定された「東京湾水環境再生計画」に基づいた取組みや、これまでの東京湾の水質の変遷について理解するとともに、東京湾における底質の特性や、底質浄化メカニズムを把握したうえで、より効果の高い対策を講じる必要がある。

今後は、これまでの底質の改善技術・手法のみを拠り所とせず、新たな視点、多方面の情報を基に湾内でまだ適用されていない手法を含めて、適切に効果の把握を行ったうえで、効果的に対策を実施していく必要があることから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・実海域での底質の改善手法の効果を確認するため、室内試験及び現地実証試験の方法を検討する上での着目点

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人 水底質浄化技術協会を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般社団法人 水底質浄化技術協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般社団法人 水底質浄化技術協会と随意契約するものである。

令和5年度

東京空港

随意契約理由書

件名：令和5年度 東京国際空港空港アクセス鉄道開削部（ターミナル北連絡橋部）他
躯体築造工事に係る技術協力業務

本件は、下記理由により、鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体と随意契約したい。

記

「東京国際空港空港アクセス鉄道開削部（ターミナル北連絡橋部）他躯体築造工事」は、道路橋の直下やモノレールトンネルの直上等において、開削工法により、「羽田空港アクセス線」のトンネル躯体を築造するものである。

本工事は、首都高湾岸道路連絡橋及びターミナル北連絡橋の橋台や基礎の受け替えが必要であるが、これらの橋梁は、第2ターミナル方面へのアクセス道路になっているため、両橋における通行を確保し、工事による交通への影響を最小化する必要がある。

また、本工事の施工ヤードとなるRX用地及び第2バスプールに工事用車両が入退場する際、第2ターミナル前の道路を通過する必要があるため、ターミナル前の道路が混雑し、空港利用者に影響が出る懸念があるため、第2ターミナル周辺道路における交通への影響を最小化する必要がある。

さらに、本工事はモノレール躯体との近接施工になる他、開削時には同躯体の浮上りが懸念されるため、モノレールの運行に支障を来さないよう、同躯体の安定性を考慮した施工が必要である。

加えて、施工箇所は軟弱かつ複雑な地盤であるため、地盤改良の確実な施工をはじめ、様々な施工リスクへの対応も必要である。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めた。

選定にあたっては、「①首都高湾岸道路連絡橋、ターミナル北連絡橋その他の第2ターミナル周辺道路における交通への影響の最小化に有効な施工方法の提案」、「②モノレール躯体の安定性を考慮した施工方法の提案」、「③施工期間の短縮に有効な施工方法・手順・体制の提案」、「④施工リスクを踏まえた工事の全体コスト縮減に有効な施工方法・手順・体制の提案」及び「技術協力業務に関する実施方針」について、技術提案書を審査した結果、事業目的達成のために総合的に評価の高い技術提案を行った鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体を優先交渉権者として選定したものである。

本業務は、優先交渉権者の技術提案を詳細設計に反映させるための技術協力業務であり、鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体が業務の履行が可能な唯一の者である。よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体と随意契約を行うものである。

令和5年度

随意契約理由書

件名：情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、関東地方整備局が構築した CONPAS の高度化に向けたコンテナ輸送効率化に関する検討を行うものである。

CONPAS は、横浜港南本牧ターミナルにおいて 2021 年より CONPAS の本格運用を開始し、CONPAS が有する 4 つの機能のうち 3 つの機能（搬出入予約機能、PS カード受付機能、搬入情報の事前照合機能）について常時運用を行っている。このうち搬出入予約機能は、ターミナルに來場する車両に予約制を導入し、特定の時間帯に集中して來場することを分散・平準化させ、混雑解消を行うものである。

今般、CONPAS の醸成を目的として、全ての搬出入車両が予約制を利用したケースを想定し、最適な運用ルールの改良について検討を行う。本ケースでは、全ての車両が CONPAS 利用者としてターミナルに來場するが、予約制を活用することで來場時間帯を制御でき、ターミナル全体での平準化・分散化が可能となる。

検討にあたっては、予約制を導入している他港（海外含む）の事例収集や利用者ヒアリングにて課題を抽出整理するとともに、有識者や関係事業者で構成される ICT 検討会において、合意形成を図りつつ進める必要がある。これら業務一連のプロセスを確実に実施するためには、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知識を有している必要がある。

これらから、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知見を有する者から、「CONPAS の運用ルール改良にあたり、ターミナル事業者及び陸運事業者の両者にとって効果を最大化するための検討を行う上での着目点」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

令和 5 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和5年度

関東地方整備局における小型船舶等を活用した災害対応方策検討業務

本業務は、下記の理由により、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約する。

記

本業務は、首都直下地震等の大規模災害時における小型船舶及び港湾業務艇による災害支援活動を想定し、大型船が直接接岸できない葉山港、湘南港、大磯港及び真鶴港の4つの地方港湾のある神奈川県相模湾地区をモデルケースとして、小型船舶及び港湾業務艇を災害支援活動に活用するうえで必要な事項を検討するものである。

本業務で小型船舶及び港湾業務艇の災害支援について検討するためには、災害時に活用できる小型船舶の有無及び利用できる係留施設等の把握が必要である。小型船が利用できる係留施設として、地方港湾、漁港、マリーナを想定しているが、特にマリーナの多くは民間が運営する施設であるため、災害時の運用形態、付帯設備、周辺施設、利用上の制約等の実態を把握するためヒアリング調査を実施する。災害支援を前提としたマリーナへのヒアリングにあたっては、適切な確認事項を設定する必要があり、災害支援に関する知見に加え、マリーナそのものの運用形態に関する知見が求められる。

よって、災害支援及びマリーナについて専門的な知見を有する者から、「マリーナを活用した災害支援について、マリーナにヒアリングをするうえでの着眼点」の技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約するものである。

令和5年度

東京空港

随意契約理由書

件名：令和5年度 東京国際空港空港アクセス鉄道シールドトンネル他築造等工事

本件は、下記理由により、鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体と随意契約したい。

記

東京国際空港空港アクセス鉄道シールドトンネル他築造等工事は、第2タクシープールに発進立坑を築造し、同立坑から掘進して「羽田空港アクセス線」の鉄道躯体となるシールドトンネルを築造するものである。

我が国で最も利用者が多い東京国際空港において、警察署庁舎や共同溝、エアサイド連絡橋、貨物上屋といった既設構造物との近接箇所や、供用中の滑走路、誘導路、エプロンといった空港施設の直下を掘進するため、陥没、空洞の発生や既設構造物の変位等を防止し、工事による空港内の施設への影響を最小化する必要がある。

また、本シールドトンネルは、空港用地内において、他事業者の施工するシールドトンネルと地中接合を行う予定である。地中接合部は地表面下約40mに位置し水圧が高いため、地山の安定性と止水性を確保しながら、安全・確実に施工する必要がある。

さらに、軟弱かつ複雑な埋立地盤において、低土被り部から高水圧がかかる大深度下まで、土中の支障物や可燃性ガス等の施工リスクにも対応しながら、効率的に施工する必要がある。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めた。

選定にあたっては、「①空港内の施設への影響の最小化に有効な施工方法の提案」、「②地盤条件や周辺環境条件を考慮した地中接合の安全・確実な施工方法の提案」、「③工事の全体コスト縮減に有効な施工方法の提案」及び「技術協力業務に関する実施方針」について、技術提案書を審査した結果、事業目的達成のために総合的に評価の高い技術提案を行った鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体を優先交渉権者として選定し、当該技術を反映した技術協力業務を実施した。

本工事は、この技術協力業務に基づく工事を行うものであり、鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体が工事の実施が可能な唯一の者である。よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体と随意契約を行うものである。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和5年度 港湾情報処理システム運用管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	groxi(株) 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15 JL日本橋ビル4階	7010001123651	一般競争入札	45,936,277	44,344,300	96.53%	
令和5年度 みなとカメラ制御ソフトウェアライセンス更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(特非)港湾保安対策機構 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル5階	5010405005522	一般競争入札	2,574,000	2,574,000	100.00%	
令和5年度 首都圏臨海防災センター警備等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(株)MSK 千葉県千葉市稲毛区稲毛東3-6-15	7040001076153	一般競争入札	12,916,578	7,792,950	60.33%	
令和5年度 東京国際空港保安警備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	首都圏ビルサービス(協組) 東京都港区赤坂1-1-16	1010405002003	一般競争入札	1,214,757,544	1,208,680,000	99.49%	
令和5年度 関東地方整備局車両管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(株)セノン 神奈川支社 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8日石横浜ビル12階	3011101023258	一般競争入札	(基本月額) 4,941,293	(基本月額) 3,834,600	77.60%	単価契約 予定調達総額 46,015,200円
令和5年度 巡回カウンセリング等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(一社)日本産業カウンセラー協会 神奈川支部 神奈川県横浜市中区桜木町3-8 横浜塩業ビル6階	6010405001009	一般競争入札	1,548,826	855,250	55.21%	
令和5年度 カラーインデックス他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(株)マルハチ 神奈川県横浜市鶴見区中央4-2-14	4020001018845	一般競争入札	7,894,933	6,503,868	82.38%	単価契約
令和5年度 コピー用紙購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(株)マルハチ 神奈川県横浜市鶴見区中央4-2-14	4020001018845	一般競争入札	4,755,300	4,376,350	92.03%	単価契約
令和5年度 東京湾中央航路航路調査船運航 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.3	(株)ボルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札	(運航1日あたり) 357,882	(運航1日あたり) 357,500	99.89%	単価契約 予定調達総額 236,359,947円
令和5年度 関東地方整備局人材派遣業務(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.14	HARVEY(株) 愛知県名古屋市中昭和区阿由知通1-5-3	1180001123913	一般競争入札	(1時間あたり) 3,300	(1時間あたり) 2,024	61.33%	単価契約 予定調達総額 3,131,128円

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和5年度 鹿島港湾業務艇「かしまⅡ」 定期検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.4.14	小名浜造船(株) 福島県いわき市小名浜下神白字綱 取177	8380001014219	一般競争入札	11,781,000	8,800,000	74.69%	
令和5年度 東京湾中央航路航路調査船「う らなみ」定期検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.5.12	京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	14,520,000	10,340,000	71.21%	
令和5年度 港湾行政情報システム更新及 び賃貸借 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.5.25	(株)JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	2010001033475	一般競争入札	105,960,527	89,316,480	84.29%	
令和5年度 宛名シール他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.6.13	(株)トシダ 神奈川県横浜市区伊勢町1-1 5	5020001015536	一般競争入札	1,939,300	1,881,000	96.99%	
令和5年度 川崎港東扇島地区基幹的広域 防災拠点訓練運営支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.7.4	(株)キープ 神奈川県藤沢市辻堂太平台2-9 -2	4021001000529	一般競争入札	7,040,000	3,789,500	53.82%	
令和5年度 関東地方整備局PSカード発行 管理システム設置 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.7.7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) 東京都千代田区大手町2-3-1	7010001064648	一般競争入札	7,370,000	7,150,000	97.01%	
令和5年度 千葉港湾業務艇「あいりす Ⅱ」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.7.14	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9- 1	2020002098541	一般競争入札	9,757,000	6,902,500	70.74%	
令和5年度 パーソナルコンピュータ借上(そ の5) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.7.21	NECキャピタルソリューション(株) 神奈川支店 神奈川県横浜市区みなとみらい 2-3-5	8010401021784	一般競争入札	40,918,161	23,876,160	58.35%	
令和5年度 関東地方整備局PSカード発行 支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.7.21	(株)スマイルクルー 神奈川県横浜市区平沼1-13 -14	1020001094146	一般競争入札	(1時間あたり) 1,837	(1時間あたり) 1,751	95.31%	単価契約 予定調達総額 3,480,988円
令和5年度 京浜港湾事務所の移転に伴う 物品搬出入等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.7.25	(株)ハンデックス 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東2 -23-10	6370001012431	一般競争入札	16,238,381	8,418,300	51.84%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和5年度 ソフトウェア購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.8.1	(株)カントー 東京都千代田区九段北1-11-2	4010001014226	一般競争入札	35,123,000	32,075,230	91.32%	
令和5年度 京浜港湾事務所大型映像表示システム設置他業務(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.8.1	(株)ほくつう 関東支社 東京都世田谷区上用賀3-1-26	6220001006381	一般競争入札	95,007,000	79,200,000	83.36%	
令和5年度 東京空港整備事務所小型貨物自動車交換購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.8.1	日産東京販売(株) 東京都品川区西五反田4-32-1	3010701017000	一般競争入札	13,686,280	12,957,123	94.67%	
令和5年度 京浜港港湾業務艇「たかしまⅡ」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.8.29	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	11,341,000	8,800,000	77.59%	
令和5年度 クリアホルダー他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.8.29	シンユービジネス(株) 千葉県千葉市中央区都町1-34-1	6040001003331	一般競争入札	2,524,636	2,480,500	98.25%	
令和5年度 千葉港清掃兼油回収船「べいくりん」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.9.12	新潟造船(株) 新潟県新潟市中央区入船町4-3776	7110001006714	一般競争入札	28,589,000	27,500,000	96.19%	
令和5年度 茨城港港湾業務艇「ひたちⅡ」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.9.22	小名浜造船(株) 福島県いわき市小名浜下神白字綱取177	8380001014219	一般競争入札	10,450,000	7,700,000	73.68%	
令和5年度 横浜技調水理実験場機械設備点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.9.27	(株)横浜工作所 神奈川県横浜市鶴見区生麦2-3-29	6020001019172	一般競争入札	12,012,000	6,523,000	54.30%	
令和5年度 パーソナルコンピュータ借上(その6) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.10.25	中道リース(株) 北海道札幌市中央区北一条東3-3	1430001024094	一般競争入札	76,844,994	31,898,460	41.51%	
令和5年度 東京港港湾業務艇「江戸」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R5.10.27	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	11,484,000	9,130,000	79.50%	

(別紙様式3)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

(別紙様式4)

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

令和 5 年度

関東地方整備局

随 意 契 約 理 由 書

件名：行財政情報サービス提供業務

本業務は、下記の理由により、(株)時事通信社と随意契約する。

記

本業務は、関東地方整備局の所掌業務を遂行するにあたり必要となる行財政情報を、インターネットを利用して提供サービスを受けるものである。

関東地方整備局は、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震・風水害・火山・豪雪・津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援、さらには次期首都圏広域地方計画等の策定等幅広い業務を担っている。

こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸、中央官庁及び地方公共団体等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要があるところ、定期的な会議や意見交換会で中央官庁や地方公共団体等の関係機関から情報を直接収集すべく努力しているが、それらの人的接触による直接の情報収集方法だけでは、関係機関の必要な情報を適時に収集することは困難であることから、職員がリアルタイムで把握できる情報サービスの提供が必要となる。

(株)時事通信社の情報サービスは、独自に配信している官庁速報をはじめ、各省大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、災害情報など他のメディアにはない情報であり、その提供も迅速である。

さらに、当該情報提供内容が体系別に整理され、検索も容易なため、瞬時の検索に適しており、特に行財政、経済情報等必要な専門情報を24時間リアルタイムで入手することができるサービスを提供している。

(株)時事通信社は、このような業務の遂行上必要な行財政ニュース等の情報サービスを迅速に提供できる唯一の者である。

以上により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(株)時事通信社と随意契約を行うものである。

令和5年度

関東地方整備局

随意契約理由書

（件名） 令和5年度港湾行政情報システム機器借上

本件は、下記理由により株式会社J E C Cと随意契約致したい。

記

本件は、関東地方整備局港湾空港関係の行政情報システムを構成しているサーバ機器類を借上契約するものである。

借上機器は、平成30年度の一般競争により株式会社J E C Cとの複数年リース契約（5年度）によって配置されたものであるが、その後も、行政情報システムを運用していく上で十分な性能を備えており、機器が正常に稼働していること、かつ再リースとなるため新規購入または新規リースと比較しても安価なことから、継続して契約することが妥当と判断し、今年度においても引き続き借上契約を行うものである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、株式会社J E C Cと随意契約するものである。

特定離島港湾

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和5年度 特定離島港湾事務所庁舎借上

本件は、下記の理由により、相模産業株式会社と随意契約する。

記

本件は、特定離島港湾事務所の庁舎借上を行うものである。

本庁舎は、平成27年度の事務所開設に際し、平成26年度に次の5つの条件を満たし、かつ最も経済的な物件を調査のうえ、相模産業株式会社所有の第5小池ビルを選定し、平成27年5月1日より庁舎として借り上げしている。

庁舎物件の選定にあたっては、①所管する南鳥島、沖ノ鳥島が東京都小笠原村に属することから、災害や工事事務等の緊急時はもとより、平常時においても地元自治体との調整が円滑に遂行できる場所であること、②離島の保全・管理に関する施策については、南鳥島で活動している防衛本省、気象庁、海上自衛隊横須賀総監部や不審船等の情報共有のため第三管区海上保安本部など、東京都内及び神奈川県内所在の関係官署との調整が必要であり、交通の利便性を考え選定する必要があること、③特定離島の港湾整備・管理に従事する作業船が係留できる沿岸域に近いこと、④災害対応を行うため耐震性を有する建物であること、⑤十分な執務スペースが確保できること等の条件をもとにしたものである。

上記のことから、平成28年度以降、当該物件への入居の経済性及び賃料の妥当性のための周辺調査を行い、①発災時における TEC-FORCE の交通手段の確保（水路）を考慮し、沿岸域である品川区、港区とする ②耐震基準を要していること ③現物件の同等の面積規模とする条件での調査依頼により現物件が他社より安価で、かつ賃料も市場価格上において妥当であることを確認している。さらに、新たに別の物件を借り上げる場合は、移転に伴う多額の費用を要することになり、総合的に勘案し当該物件を継続して借り上げることが最良と判断した。

以上により、当該物件が限定され、供給者が一に特定されることにより競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、当該物件の所有者である相模産業株式会社と随意契約を行うものである。

令和 5 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：CONPAS保守・運用業務

本業務は、下記の理由により、株式会社三井E&Sマシナリーと随意契約する。

記

関東地方整備局では、情報通信技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るため、平成 29 年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 30 年度「CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 31 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その２）」、令和 2 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 3 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 4 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」において、CONPAS※を設計・構築し、平成 30 年度「CONPAS保守・運用業務」、平成 31 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 2 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 3 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 4 年度「CONPAS保守・運用業務」において、CONPASを保守・運営し、横浜港南本牧地区で試験運用及び本格運用、横浜港本牧地区及び東京港で試験運用を実施してきたところである。これらCONPASの試験運用及び本格運用の結果、コンテナ搬出入手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

CONPASは、令和 3 年 4 月 1 日から南本牧地区において本格運用を開始し、システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積や他港への展開を目的に、継続して本牧地区等で試験運用を実施する計画である。本格運用及び試験運用を実施するためには、CONPASの保守・運用を行う必要があり、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要がある。

- ①CONPASを適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ②CONPASを円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③CONPASの運用場所である南本牧ふ頭コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

株式会社三井E&Sマシナリーは、平成 29 年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 30 年度「CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 31 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その２）」、令和 2 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 3 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 4 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、平成 30 年度「CONPAS保守・運用業務」、平成 31 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 2 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 3 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 4 年度「CONPAS保守・運用業務」において、CONPASを設計・構築・保守・運用した者であり、C

ONPASを適切に保守、及び円滑に運用するために必要な技術的な知見を有しているとともに、コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していることから、上記①～③の要件をすべて満たす者であり、本業務を円滑に、かつ適切に実施できる唯一の者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sマシナリーと随意契約を行うものである。

令和5年度

関東地方整備局

随意契約理由書

(件名) 令和5年度 パーソナルコンピュータ借上(その2)

本件は、下記理由により三菱ＨＣキャピタル株式会社と随意契約致したい。

記

本件は、在宅勤務時に職場パソコンをリモート操作する機器を借上契約するものである。

借上機種は、業務の増大と多様化・複雑化に対して、省力化を図るため必要な機器として、平成29年度の一般競争により日立キャピタル株式会社（令和3年4月会社合併により三菱ＨＣキャピタル株式会社に変更）との複数年リース契約（5年度）によって配置された後、再リース契約（単年度）を継続してきたものであるが、職場パソコンをリモート操作する上で十分な性能を備えており、正常に稼働していること、かつ再リースとなるため新規購入または新規リースと比較しても安価なことから、継続して契約することが妥当と判断し、今年度においても引き続き借上契約を行うものである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、三菱ＨＣキャピタル株式会社と随意契約するものである。

令和 5 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和5年度 首都直下地震防災に関するシンポジウム企画・運営支援業務

本業務は、下記の理由により、株式会社神奈川新聞社と随意契約する。

記

本業務は、首都直下地震の発生が逼迫するなか、関東大震災から100年の節目を契機に、当時の震源域であった神奈川県内の災害対応を教訓に、地震防災への意識向上や、防災・減災に対応したインフラ整備・強靱化の重要性について住民や企業・行政関係者へ理解を深めてもらうことを目的にシンポジウムの企画・運営を行うものである。

本業務の実施にあたっては、様々なテーマによるシンポジウムの企画・運営の経験を有するとともに、テーマや目的に応じて効果的にシンポジウムを行うための知見を有する必要がある。

よって、シンポジウムの企画・運営の豊富な経験を有する者から、「首都直下地震に対する住民や企業・行政関係者の地震防災への意識向上や、防災・減災に対応したインフラ整備・強靱化の重要性について理解を深めるための効果的な方策」の企画提案を求めた。

その結果、優れた提案を行った株式会社神奈川新聞社が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、企画提案書を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、株式会社神奈川新聞社と随意契約するものである。

令和5年度

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資海上輸送等訓練業務

本業務は、下記の理由により東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害発災時において、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であり、防災拠点が被災した場合においても、早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

このため、当局としては、応急復旧に必要となる資機材・技術者・労働力等を確保するための実施体制等を整備しておくことが必要であることから、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、港湾土木工事に精通した企業を会員として設立された一般社団法人日本埋立浚渫協会の関東支部（以下「乙」という。）及び関東地区の港湾空港建設業者が加入する関東港湾空港建設協会連合会（以下「丙」という。）との間で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成28年3月23日）（以下「協定書」という。）を締結している。

本業務は、防災拠点の応急復旧にあたって必要不可欠と判断する事項（作業員の緊急参集、仮設橋の架設、液状化地盤の復旧、駐機スポット周辺のフェンス設置や仕分け用テントの設営作業等）にかかる訓練を実施するものであるが、以下の点から、乙が実施することが最も効果的である。

- 協定書第3条の規定により、当局は、災害が発生し必要と認める場合は乙又は丙に協力要請を行うことができ、乙は、過去の災害において応急復旧の実績があること。
- 協定書第8条の規定により、当局、乙及び丙並びにその会員は、相互の協力体制の充実・強化を図るために必要に応じ防災訓練を実施するものとしており、乙の会員は、平成22年から、毎年、本業務を行い当該訓練に精通していること。

なお、本年度における訓練の対応会員は東亜建設工業（株）横浜支店である旨の報告を乙より受けており、同社でなければ本業務の目的を達成することができないことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和5年度

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資荷さばき等訓練業務

本業務は、下記の理由により川崎港運協会会長 西 修一と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害発災時において、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であるが、指定港湾において船舶により運送される貨物の荷役等は、国土交通大臣の許可を受けた港湾運送事業者が行わなければならない旨、港湾運送事業法（昭和26年5月29日法律第161号）において規定されている。

このため、当局としては、災害時における荷役・運送等について円滑な運営を図ることを目的とし、川崎港において国土交通大臣の港湾運送事業の許可を受けた事業者から構成されている川崎港運協会との間で「災害時における荷役・運送等に関する協定」（平成23年7月27日）（以下「協定書」という。）を締結している。

本業務は、防災拠点における緊急物資荷さばき等（緊急物資の搬出入、防災拠点内に設置されたテント内での荷さばき、台船への荷役等）にかかる訓練を実施するものであるが、以下の点から、川崎港運協会でなければ本業務の目的を達成することができない。

- 川崎港は、指定港湾であり、船舶により運送される貨物の荷役等は、国土交通大臣の許可を受けた港湾運送事業者が行う必要があること。
- 協定書第2条の規定により、災害時において、当局は緊急物資にかかる荷役等を川崎港運協会に要請することができること。
- 協定書第11条の規定により、川崎港運協会は当局が実施する訓練に必要な協力を行うものとしており、平成24年から、毎年、本業務を行い当該訓練に精通していること。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、川崎港運協会会長 西 修一と随意契約するものである。

令和5年度

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点ヘリコプター駐機スポット設置訓練業務

本業務は、下記の理由により東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害発災時において、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であり、防災拠点が被災した場合においても、早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

このため、当局としては、応急復旧に必要となる資機材・技術者・労働力を確保するための実施体制を整備しておくことが必要であることから、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、港湾土木工事に精通した企業を会員として設立された一般社団法人日本埋立浚渫協会の関東支部（以下「乙」という。）及び関東地区の港湾空港建設業者が加入する関東港湾空港建設協会連合会（以下「丙」という。）との間で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成28年3月23日）（以下「協定書」という。）を締結しているところである。

本業務は、ヘリコプターの運用を主とし、防災拠点が緊急物資の輸送拠点として早期に機能するための応急復旧の一連作業として必要不可欠と判断する事項（整備局職員の参集、ヘリコプター駐機スポット設置、投光機付き発電機設置、駐機スポット周辺のフェンス設置等）にかかる訓練を実施するものであるが、以下の点から、本業務は乙が実施することが最も効果的である。

- 協定書第3条の規定により、当局は、災害が発生し必要と認める場合は乙又は丙に協力要請を行うことができ、乙は、過去の災害において応急復旧の実績があること。
- 協定書第8条の規定により、当局、乙及び丙並びにその会員は、相互の協力体制の充実・強化を図るために必要に応じ防災訓練を実施するものとしており、乙の会員は、平成26年から、毎年、本業務を行い当該訓練に精通していること。

なお、本年度における訓練の対応会員は東亜建設工業（株）横浜支店である旨の報告を乙より受けており、同社でなければ本業務の目的を達成することができないことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。